

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和5年10月5日(木)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED] 外2件

議案第25号 荒廃農地にかかる農地・非農地の判断について

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・7名)

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
新村 剛

(出席推進委員・8名)

黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、
開田 豊一、伊藤 久義

(欠席委員・1名)

杉本 久美子

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長

本日、杉本委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、松井 滋樹委員、澤田 博行委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事務局

(議案第23号1番について朗読及び説明)
申請地は、[REDACTED]番、[REDACTED]番、田です。
申請地は、[REDACTED]番が県道虎谷・大榎線、[REDACTED]番が市道大榎・二塚線に面する農地です。
申請地は、これまで譲渡人が水稻を作付けしていましたが、年齢的に手放したいと考え引き受け手を探していたところ、幸いにも同じ町内の譲受人が引き受けることとなったことから申請されたものです。許可後は、これまで同様水稻を作付けしていく予定としています。

会 長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員

先日、浦田推進委員と現地確認等してきました。今年は耕作していませんでしたが、来年から水稻を作付けされるということであり、特に問題ないと思います。

浦田推進委員

石原委員の言われた通りで、全く問題ないと思います。田んぼもきちんと管理されており、来年の耕作にも問題ないと思います。

会 長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長

続きまして、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(議案第24号1番について朗読及び説明)
申請地は、市道下島・柳原線から側道に入り、[REDACTED]町内会墓地に隣接する農地です。
申請地は、用途地域内(第1種中高層住居専用地域・第2種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、資材置場です。

譲受人は市内で解体工事・土木工事業等を営んでおり、市の中心部で、土木工事に伴う資材置場用地を探していたところ、申請地が適地であると判断し申請されたものです。申請地は、譲渡人が長年所有していますが、高齢夫婦2人住まいであり、子どもは県外へ出て戻ってくる見込みはなく処分に困っており、近隣の営農組合・耕作者へ営農を依頼するも断られ、現況では長らく営農できない状態となっているものです。

申請地は資材置場として整地し、隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、地下浸透させます。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

松井委員 今月1日に黒田推進委員と現地確認してきました。長年放置されていたようでかなり雑草が生えていました。転用には問題ないと思います。

黒田推進委員 松井委員が言われたとおりであり、何ら問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第24号2番について朗読及び説明)
申請地は、市道本江栗山線に面する農地です。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域農地ではありますが、転用の期間は17ヶ月間であり、期間経過後は田に現状復旧することから農振農用地の一時転用と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、資材置場です。

譲受人は■■■■■■■■■■の関連企業であり、このたび北陸自動車道滑川IC～魚津IC間の床板取替工事を受注したことから、当該地周辺で工事に伴う資材置場を探していたところ、申請地が高速道路脇で適地と判断し、申請されたものです。

申請地は鉄板敷きとし、隣接地との境界にはフェンスを設け飛散防止対策をします。雨水は、地下浸透及び側溝を設け、隣接水路に放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

中屋委員 特に意見はありません。

岩田推進委員 同じく特に意見はありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第24号3番について朗読及び説明)
申請地は、■■■■地内の農道に、雑種地を1筆挟んで面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地と判断されますが、この度第1種農地の集落接続として10月中に農振除外がされることから例外的に許可できるものと考えられます。

転用理由は、一般住宅敷地です。

譲受人は■■■■■■■■■■のアパートで夫婦子ども3人で暮らしていますが、子の成長に伴い手狭になり、住居の建築を計画したところ、申請地が実家に近く育児を手伝ってもらうこと、また、実家の農業を手伝うこと、小学校に徒歩で通える距離にあり適地であることから、農道側に面する雑種地と一体的に取得し住居を構えるため、申請されたものです。

隣接地との境界はコンクリート施工し土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

江下委員 現地確認したところ周辺は宅地化が進んでおり、特に支障はないと思います。

荒瀬推進委員 私も現地確認してきましたが、何ら問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 続きまして、議案第25号 荒廃農地にかかる農地・非農地の判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局 5ページをお願いします。農業委員会の業務の1つとして主に山間部等で既に山林化している農地が現況農地であるか否かを判断するものがあります。今回、県のみどりの森再生事業実施区域の大日地内の山林の中に、一部地目が田畑のままになっている箇所があることが判明し、事業の実施に際し、地目を山林に変更する必要があることから、市の担当部局から非農地判断の実施について依頼があったものです。9月21日、東加積地区担当の江下委員と事務局職員で現地資料に基づく確認を行い、別日に直接現地確認を行ったところ、当該農地は竹や雑木が繁茂しており、農地に復元して利用することが困難な農地となっていることから、非農地であるものと判断されます。所有者は7名、16筆、4608.91㎡です。

非農地判断後は、事務局から所有者に対し非農地であると判断した旨の文書を発出し、後日登記所にて山林への地目変更が行われる予定です。

会長 この件に関しましては、地区担当委員の江下委員が現地確認しておられますので、ご意見を伺います。

江下委員 現地は山林化しており、非農地であることを確認しました。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、非農地と判断することといたします。

その他

- ・ 農業者年金の加入促進について
- ・ 農業新聞の購読促進について
- ・ 農作業標準料金について

会長 これで、審議は終了しました。

午後3時20分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員